

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字栗坪字土井尻五八八番 七地先から 同市大字栗坪字栗原前四五三番一 地先まで</p>		区 間
<p>一一・〇〇〃 一一一・四九</p>	<p>一〇・五〇〃 一一・三九</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>六七・二二</p>		延長 (メートル)
		備 考